

国際日本文化研究センター顧問規則

平成16(2004)年4月8日 制定
令和4(2022)年3月17日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国際日本文化研究センター組織運営規則第11条第2項の規定に基づき、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）に置かれる顧問に関して必要な事項を定める。

(顧問の委嘱)

第2条 顧問は、センター所長（以下「所長」という。）経験者等センターの運営に関して、特に学識経験を有する者のうちから、所長が委嘱する。

(職務)

第3条 顧問は、所長の諮問に応じて、センターの運営に関する事項について意見を述べ、又は助言を行う。

(サービス)

第4条 顧問は、非常勤とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、顧問の運用に関して必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日より適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4(2022)年4月1日から施行する。